

# 「ファミたんカード」について



## 1 「ファミたんカード（子育て応援パスポート）」とは

福島県では子育て中の世帯を行政・企業・地域全体で支援するため、子どもがいる世帯に「ファミたんカード」を交付し、このカードを協賛店舗に提示することで、買い物時の特別割引など協賛店舗が独自に設定する割引・特典等のサービスが受けられる事業を行っています。

店舗やサービス内容は、下記二次元コード（福島県子育て支援ポータルサイト「すくすくひろば」）から確認できます。

※県内協賛店舗数約 3,800 店舗（令和5年12月現在）



## 2 「ファミたんカード」の使用について

### （1）使用対象者

18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの子どもとそのご家族  
令和4年4月より妊婦とそのご家族も対象になりました。

（カードはお子様1人につき1枚の配布）

### （2）使用方法

ポスター又はステッカーが掲示されている協賛店舗で「ファミたんカード」をご提示ください。

（注）カードをご使用になる場合は、必ず買い物やご飲食の前にカードを提示して、サービス内容をお店の方にご確認ください！ 協賛店舗等によっては、ご本人であることの確認やお子様同伴が必要になる場合もあります。



### （3）デジタルパスポートについて

お手持ちのスマートフォン等でファミたんカードがご利用いただけるようになりました。

ファミたんカードの裏面にある二次元コードを読み取り、利用規約に同意していただくことでカードの画像が表示されます。是非ご利用ください。

### （4）全国共通展開について

全47都道府県で同様の事業を行っており、他県の店舗であっても「全国共通展開協賛店舗」であれば、サービスが受けられます。右のロゴマークが目印です。



## 3 「ファミたんカード」の使用上の注意

（1）カードの裏面に「子どもの氏名」「生年月日」を記入してください。

（2）記入された子どもがいる世帯のご家族に限り使用できます。

（3）お名前が記入されていないカードは使用できません。

（4）カードを紛失した場合は、市町村の窓口で再交付を受けることができます。

（5）カードは、第三者に貸与・譲渡することはできません。不正使用があった場合は、返還を求めることがあります。

（6）今回お配りするカードの有効期限は、令和9年3月31日までですが、個人ごとには18歳に達した後の最初の3月31日を迎えた時までとなりますので、使用できなくなった方は、お住まいの市町村にカードをお返しく下さい。

## ◆問い合わせ先

福島県子ども・青少年政策課（所在地：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号）

T E L : 024-521-7198 FAX : 024-521-7747

E-mail : kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp

U R L : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/famitan.html>